

2018年8月23日

極東産機株式会社

代表取締役社長 頃安 雅樹

問合せ先： 管理本部 総務部 0791-62-1771（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営理念を経営の基本と位置づけて、その実現をはかるためにコーポレート・ガバナンスの強化・充実是最優先課題であると考え、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示をしっかりと実現できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をはかっております。また、経営理念の考え方について、社内での共有をはかるべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を定め、当社の全役職員に周知・浸透をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
頃安 憲司	813,000	19.20
三井住友信託銀行株式会社（信託口K 3 M）	600,000	14.17
頃安 英毅	500,000	11.81
大阪中小企業投資育成株式会社	360,000	8.50
極東産機従業員持株会	348,200	8.22
頃安 雅樹	272,200	6.43
安積 美奈子	210,000	4.96
株式会社三井住友銀行	210,000	4.96
株式会社三菱UFJ銀行	160,000	3.78
松井 康明	69,000	1.63

支配株主名（親会社を除く）	頃安 雅樹、頃安 憲司、頃安 英毅
親会社名	該当事項はありません
親会社の上場取引所	該当事項はありません

補足説明

三井住友信託銀行信託口の所有株式 600,000 株については、頃安雅樹が委託した信託財産であり、その議決権行使の指図権は頃安雅樹に留保されております。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	9月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際の取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定して行くこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	監査等委員である取締役以外の取締役 10名以内 監査等委員である取締役 4名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	監査等委員である取締役以外の取締役 5名 監査等委員である取締役 3名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中木 照雄	他の会社の出身者								△			○
菅原 正雄	他の会社の出身者											○

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中木 照雄	<input checked="" type="checkbox"/>	当社取引先であるアスワン株式会社の業務執行者でありましたが、平成 21 年 4 月に退職しています。 また、退職後は特に関係を有しておらず、加えて、アスワン株式会社との取引額は当社売上全体の 1%未満であることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと考えております。	当社取引先であるアスワン株式会社に勤務の時期から、業界団体等を通して、業界の事情にも詳しく、上場企業子会社の代表者として経営者経験も豊富なことから、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任

			しております。なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員構成要件を鑑み、当社独立役員として社外取締役監査等委員に就任いたしました。
菅原 正雄	<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の確保に係る実務上の留意事項 I.4 の属性情報に該当する事項はありません。	食品関連の東証上場会社の役員としての経験、ホテルの管理・運営を行う会社の代表取締役としてのコンシューマ関連ビジネスと人材育成に関する豊富な経験から、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすこと、また適切な提言をいただくことを期待して社外取締役に選任しております。なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員構成要件を鑑み、当社独立役員として社外取締役監査等委員に就任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときは、内部監査室の使用人に監査等委員会の職務を補助させます。当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の意見を尊重して行うことにより、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員が内部監査室の監査に同行する機会を設けているほか、毎月2回の頻度で、代表取締役、監査等委員、内部監査室による監査状況の報告会を開催し、内部監査の状況が相互に充分把握できる体制としております。また、会計監査人と監査等委員、内部監査室による報告会を定期的に行い、三様監査の充実を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にし、当該基準を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、各取締役の貢献等を勘案し、取締役会にて決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬につきましても、株主総会の決議により定められた報酬額の範囲内において監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が窓口となり、取締役会の開催案内、議案等を回付する体制としております。また、必要に応じて常勤監査等委員、内部監査室、会計監査人が情報を提供することで、十分な情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>

監査等委員会設置会社である当社取締役会は、取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名で構成されております。

監査等委員が経営の意思決定に加わることによって、監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実がはかれるものと判断しております。

また、取締役会及び監査等委員会等の法律上の機能に加え、経営会議（戦略会議）、RM委員会等様々な内部統制の仕組みを整備しております。

<経営会議（戦略会議）>

経営会議は、取締役、部長により構成することとしておりますが、規程上戦略会議として取締役のみで開催することも可能としております。当社の現状では、取締役が全部門の管掌役員もしくは部門長を務めておりますので、会議の効率化をはかるため、戦略会議のみ開催しております。

戦略会議は、原則として毎週月曜日に開催しており、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の協議をおこない、業務執行上必要な判断を迅速におこなっております。

<RM委員会>

RM委員会(リスクマネジメント委員会)は、取締役・監査等委員、本部長、内部監査室長により構成し、企業の存続性の確保及び当社のステークホルダー及び社会からの信頼を得るため、当社に影響を及ぼすリスクとして社内規程に定めた16項目（情報管理に関する事項、労務管理に関する事項等）を審議し、該当部門での対応状況を検討・協議しております。

RM委員会は原則として、3ヶ月に1度開催するものとしております。

<内部監査及び監査等委員会監査の状況>

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。

内部監査室は、内部監査室長と担当者の2名によって構成されており、各年度に策定する監査基本計画に従い、各業務部門の業務監査、業務改善の指導、確認等を代表取締役社長直轄でおこなっております。実施した内部監査について、毎月2回定期的に代表取締役社長への報告会を開催し、監査実施結果の報告及び代表取締役社長の指示に基づく被監査部門による改善状況の書面による報告をおこなうこととしております。なお、監査結果については、内部監査室長が内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出します。

監査等委員会は、取締役（監査等委員）1名と社外取締役（監査等委員）2名で構成されております。監査等委員は取締役会に出席するとともに、原則として、毎月1回の監査等委員会を開催し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査をおこなっております。また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と連携して、内部監査の指摘事項及び改善状況の確認、会計監査における指摘事項の改善状況等を共有することにより、監査の有効性及び効率性を高めております。

<会計監査の状況>

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会の設置により、独立役員である社外取締役2名を含む監査等委員が取締役会に出席しており、経営の意思決定の透明化を強化する一方で、迅速な意思決定につながっているものと考えております。また、経営者としての経験が豊富な社外役員が取締役会に出席することは、経営者の説明責任の強化、充実にもつながるものと考えております。以上のことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では、招集通知の早期発送は行っていないですが、今後、検討していきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点で、実施する予定はありませんが、今後、検討していきたいと考えております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加は、現時点で、実施する予定はありませんが、今後、検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で、実施する予定はありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表については、今後検討すべき事項として考えております。上場後におきましては、法令や規則に基づく適時かつ適正な情報開示を行うとともに、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」及び金融商品取引法「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨・意義を尊重し、積極的かつ公正なIR活動を行っていく方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会を積極的に実施していく方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	半期ごとに実施していく方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で、開催することは検討しておりませんが、今後、検討していきたいと考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにて、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者を管理本部長、適時開示担当部署を管理本部総務部とし、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>以下のとおり、極東産機株式会社 企業行動規範においてステークホルダーの立場の尊重について定めております。</p> <p>極東産機株式会社は、社是、社訓、経営理念、及びこの企業行動規範に基づいて、企業活動を継続することにより、その社会的責任を果たしてまいります。</p> <p>(1) あらゆる企業活動の場において、法令を順守し、高い倫理観をもって行動します。</p> <p>(2) 不当な差別や、ハラスメント(嫌がらせ)の起こらない企業風土を作ります。</p> <p>(3) 事業活動を通じ、地球環境の保全や地域・社会への貢献に努めます。</p> <p>(4) 従業員の人格と個性を尊重し、その能力を十分発揮できる職場環境を実現します。</p> <p>(5) 顧客ニーズを踏まえた良質かつ安全な製品・サービスの開発・提供と、正確な関連情報の提供により、顧客の満足と信頼を獲得します。</p> <p>(6) 公正なルール順守と円滑な意思疎通により、取引先との信頼関係を確立し、相互の発展を図ります。</p> <p>(7) 企業情報を積極的に開示するとともに、各種情報の保護・管理を徹底して、公正かつ透明性の高い企業経営に努めます。</p> <p>(8) 政治・行政との健全な関係を保ちます。</p> <p>(9) 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。</p> <p>(10) 本規範を順守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生したときは、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成 23 年 8 月に ISO14001 (環境マネジメントシステム) の認証を取得し、環境保全と汚染の予防に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	極東産機株式会社 企業行動規範において、顧客への正確な関連情報の提供や企業情報の積極的な開示について定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成 29 年 12 月 20 日開催の定時株主総会で監査等委員会設置会社に移行することを決議したことに伴い、平成 29 年 12 月 20 日開催の取締役会で以下のとおり決議いたしました。

内部統制システムの基本方針

会社法 362 条 4 項 6 号『取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備』の規程に従い、以下の通り当社の内部統制システムの基本方針を制定する。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底を図っています。
- 2) コンプライアンス規程を制定し、当社のコンプライアンス担当部署は管理本部とし、コンプライアンス担当役員を取締役管理本部長とする。
- 3) 取締役管理本部長は必要に応じて従業員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定・実施する。
- 4) 不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、当社の労働者及び当社の取引先労働者からの通報を受け付ける。
- 5) 内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、監査結果を、適宜、社長及び監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規定が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施する。
- 2) 職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメント規程を制定し、RM委員会（リスクマネジメント委員会）において、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理マニュアルも合わせて整備する。
- 2) リスク管理に関する重要事項について、取締役会に報告又は必要に応じて付議する。
- 3) リスクマネジメント規程が有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に内部監査を実施する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会規程に基づき取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。
 - 2) 経営会議規程に規定する、戦略会議（経営会議）を原則として毎週開催し、各部門の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部門間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。
 - 3) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適性かつ効率的に実施できる体制とする。
5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - 1) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の意見を尊重して行うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
 - 2) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役等の指揮命令を受けないこととする。
7. 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
 - 1) 代表取締役及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告を行うものとする。
 - 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - 3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - 4) 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
 - 5) 総務部は、監査等委員会に対し、必要に応じて当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。
8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、外部の相談連絡窓口を設置する。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査等委員会がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 - 2) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けるものとする。
 - 3) 監査等委員が弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとする。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
- 1) 反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社の基本姿勢を明確にするとともに、反社会的勢力対策要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施する。
 - 2) 総務部は社内研修等で定期的に注意喚起する。
 - 3) 管理本部はRM（リスクマネジメント）委員会で状況を報告し、必要に応じて取締役会や経営会議においても状況を報告し、対応を検討する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本姿勢
- 1) 当社は、反社会的勢力と取引を行うこと、また、反社会的勢力を利用して苦情処理を優位にするなど、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることを絶対に行わない。
 - 2) 当社役員及び従業員は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。
 - (a) 出資者、取引先の調査
出資を受ける、又は取引を行う際は、暴力団等反社会的勢力と関係がないかを十分に調査する。
 - (b) 企業としての責務
反社会的勢力との関係が取りざたされると、会社の存亡の危機に直面することになりかねない。常に株主・取引先への責任を重く認識し、自己を律する姿勢を貫く。
2. 整備状況
- 反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社の基本姿勢を明確にするとともに、反社会的勢力対策要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施しております。また、社内研修の実施により、全社員に対して注意喚起をしております。必要に応じて、RM委員会、経営会議（戦略会議）、取締役会に状況を報告し対応する体制としております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

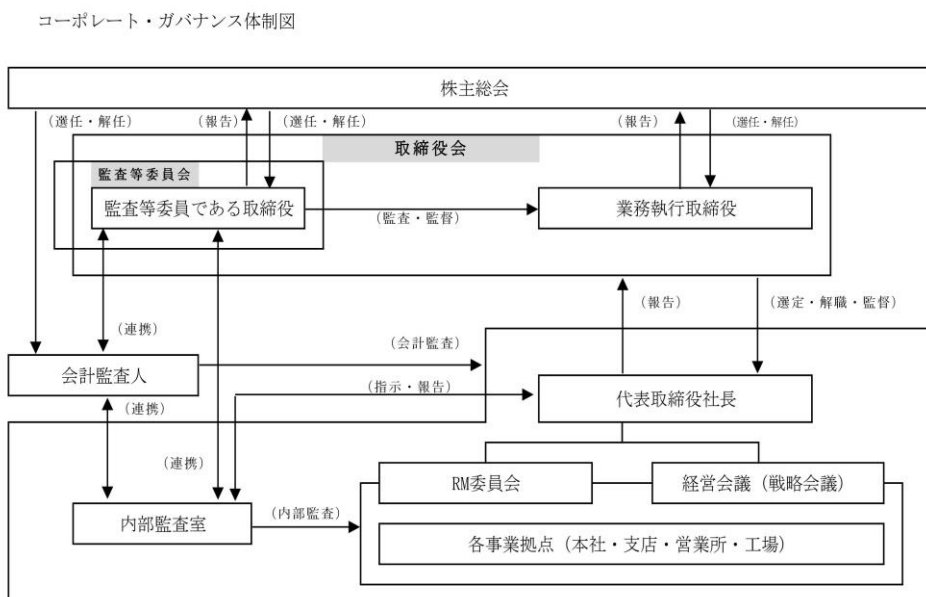
該当項目に関する補足説明

—

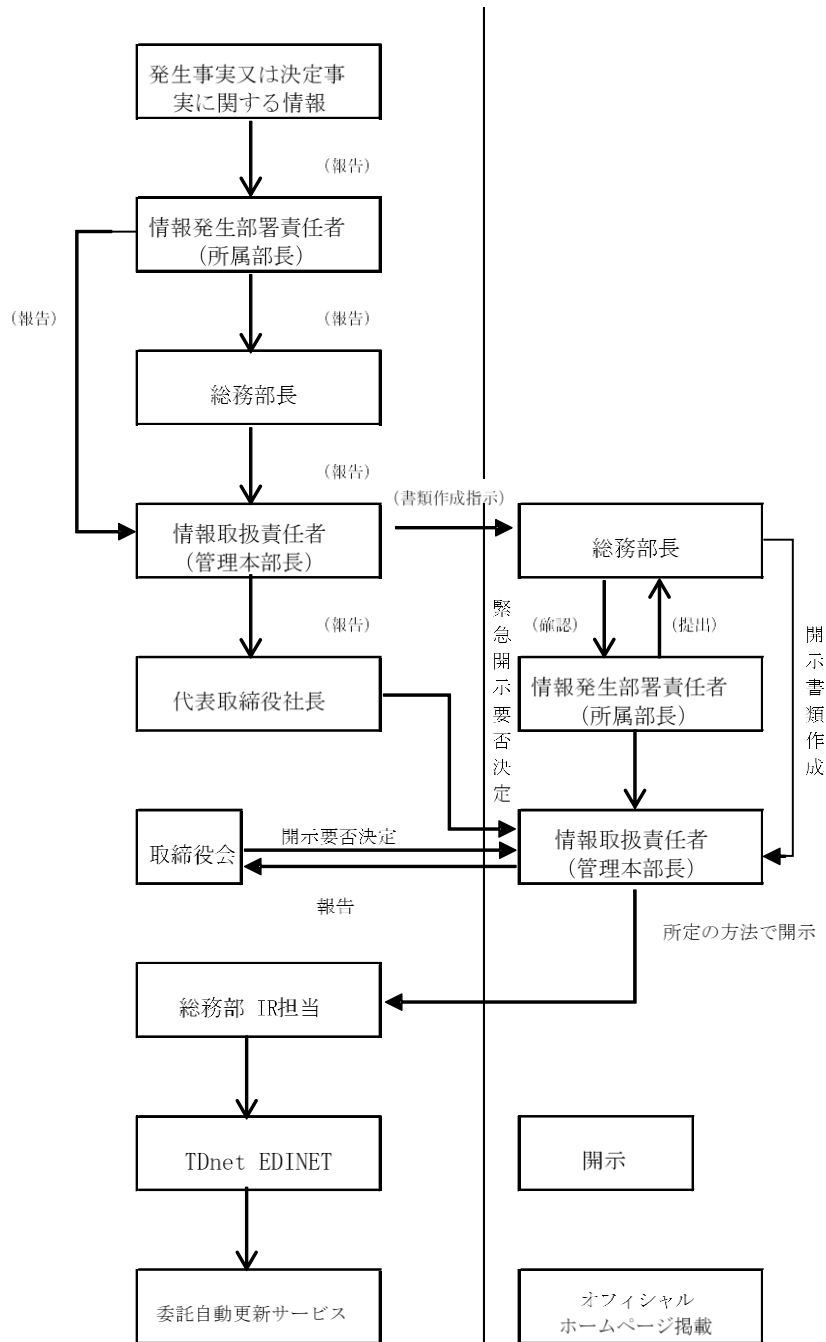
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上